

いしかわ百万石文化祭2023総合フェスティバル（開会式・閉会式）
実施計画書策定業務委託に係る仕様書

1 業務名

いしかわ百万石文化祭2023総合フェスティバル（開会式・閉会式）
実施計画書策定業務

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務内容

業務の内容は、次に掲げる(1)から(4)とする。

なお、実施計画書（案）は以下の点を念頭において作成すること。

- ・別途配布する「先催県の開閉会式開催内容」を理解し、「いしかわ百万石文化祭2023基本構想」を十分踏まえた内容とすること。
- ・別途配布する「総合フェスティバル（開閉会式）の基本的な考え方」に沿った企画・演出の基本方針、構成内容、出演者等とすること。
- ・企画内容は「総合フェスティバル（開閉会式）の基本的な考え方」を踏まえたうえで、より魅力的で工夫を凝らした内容とすること。
- ・実施例の写真や映像を示すなど、開閉会式内容の具体的なイメージがつくような内容とすること。
- ・令和3年秋頃に委嘱を予定している「開閉会式総合ディレクター」の意見を反映させること。
- ・国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
- ・障害者に配慮した計画とすること。

(1) 総合フェスティバル 開会式に係る実施計画の提案

① 企画・演出の基本方針

別途配布する「総合フェスティバル（開閉会式）の基本的な考え方」に沿った内容とすること。

② 日時・会場

日時：令和5年10月15日（日）（予定）

場所：いしかわ総合スポーツセンター

③ 構成内容（案）

- | | | |
|--------------|---------|--------------|
| ア プロローグ | (20分程度) | |
| イ 式典 | (25分程度) | ※皇室関係者の出席を想定 |
| ウ オープニングステージ | (50分程度) | |
| エ 注目イベント紹介 | (25分程度) | |

- ④ イメージパース
上記③に示すプロローグ、オープニングステージ、注目イベント紹介や、下記⑥に示す舞台・会場装飾等をイメージできるパースを作成すること。
- ⑤ 出演者等
総合演出、パート演出、振付、出演者及び司会者の候補者を提案すること。
※出演者等は石川出身・在住など石川にゆかりがあることが望ましい。
※前掲のとおり、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
- ⑥ 会場レイアウト等
会場（会場内および会場周辺）のレイアウト、舞台・会場装飾の提案を行うこと。
※障害者に配慮した会場の提案を行うこと。
※舞台転換が迅速かつスムーズに行われるよう工夫すること。
- ⑦ おもてなし計画
会場内外でのおもてなしコーナー・イベント等の提案を行うこと。
- ⑧ 放送計画
会場席数に限りがあるため、多くの方がテレビ、インターネット配信等により総合フェスティバル（開会式）の内容を共有していただけるよう効率的な方法を提案すること。
- ⑨ 準備スケジュール
開催当日までの準備スケジュールを作成すること。
- ⑩ 準備経費、実施経費（詳細）
令和4年度、令和5年度（年度毎に切り分けること）の準備経費および実施経費を算出すること。
- ⑪ その他、実施計画書（案）の作成に当たり、委託者が指示する事項

(2) 総合フェスティバル 閉会式に係る実施計画の提案

- ① 企画・演出の基本方針
別途配布する「総合フェスティバル（開閉会式）の基本的な考え方」に沿った内容とすること。
- ② 日時・会場
日時：令和5年11月26日（日）
場所：石川県立音楽堂コンサートホール
- ③ 構成内容（案）

ア エンディングステージ	（35分程度）	
イ 式典	（25分程度）	
ウ 次期開催県アトラクション	（20分程度）	※次期開催県が考案
エ エピローグ	（20分程度）	

④ イメージパース

上記③に示すエンディングステージ、エピローグや、下記⑥に示す舞台・会場装飾等をイメージできるパースを作成すること。

⑤ 出演者等

総合演出、パート演出、振付、出演者及び司会者の候補者を提案すること。

※出演者等は石川出身・在住など石川にゆかりがあることが望ましい。

※前掲のとおり、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。

⑥ 会場レイアウト等

会場（会場内および会場周辺）のレイアウト、舞台・会場装飾の提案を行うこと。

※障害者に配慮した会場の提案を行うこと。

※舞台転換が迅速かつスムーズに行われるよう工夫すること。

⑦ おもてなしイベント計画

会場内外でのおもてなしコーナー等の提案を行うこと。

⑧ 放送計画

会場席数に限りがあるため、多くの方がテレビ、インターネット配信等により総合フェスティバル（閉会式）の内容を共有していただけるよう効率的な方法を提案すること。

⑨ 準備スケジュール

開催当日までの準備スケジュールを作成すること。

⑩ 準備経費、実施経費（詳細）

令和4年度、令和5年度（年度毎に切り分けること）の準備経費および実施経費を算出すること。

⑪ その他、実施計画書（案）の作成にあたり、委託者が指示する事項

(3) 実施計画書（案）の作成

上記、(1)から(2)を踏まえ、実施計画書（案）を作成し、提出すること。

なお、提出にあたっては、別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

(4) その他留意事項

① 広報PRに係る業務については、本業務には含めないが、自社（共同企業体）の強みがあれば記述すること。

② 令和4年度、令和5年度の準備経費及び実施経費には、開閉会式の脚本・演出、音楽の作曲・編集、練習会、リハーサル及び本番の実施（会場使用料、会場設営・撤去費、仮設設備費、照明・音響・映像等舞台備品、大道具・小道具、美術及び衣装、出演者輸送、救護室、会場美化、コロナ対策に係る経費

等)、観覧者募集案内・招待業務、観覧者輸送・駐車場運營業務、当日要員(司会、ディレクター、オペレーター、スタッフ、警備員等)、出演者に係る出演・旅費・宿泊経費等一切の経費を含むものとする。(この実施経費以外に後日、総合フェスティバルに係る経費が追加発生しないよう先に示す以外に追加項目があれば漏れなく提案すること)。

ただし、令和4年度と令和5年度を合算した準備経費及び実施経費の設定金額は、総合フェスティバル(開会式、閉会式)のプログラムをすべて含めて218,000千円(消費税および地方消費税の額を含む。)を限度額とする。
※この限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を作成し、委託者及び令和3年秋頃に委嘱を予定している「開閉会式総合ディレクター」の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、委託者が提供する「いしかわ百万石文化祭2023基本構想」、「総合フェスティバル(開閉会式)の基本的な考え方」及び「先催県の開閉会式開催内容」の内容を尊重し、可能な限り業務に反映すること。
- (4) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (6) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただしあらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (7) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

5 成果物の納品

以下を納品すること。

(1) 成果物

① 実施計画書（案） 10部

（日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする）

② 実施計画書（案）のデータを記録した電子データDVD-R） 各1枚

③ 所要経費の見積（A4・様式任意） 1式

(2) 納品場所

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局

（石川県県民文化スポーツ部文化振興課 国民文化祭準備室）

(3) 納期

令和4年3月31日（木）

※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

6 付記事項

(1) 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

7 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

(3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者

に返却しなければならない。

9 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。